



図書館
ウェブサイト

市内図書館の開館時間 10:00～18:00 ※古市〔～17:30〕、中央〔平日のみ～20:00〕
全館休館：毎月最終日 ※例の場合は翌日、12月を除く
ブックステーションはびきのコロセラム ☎072-937-7210 開館(火休) 13:30～16:30

市内図書館	おはなし会	特集テーマ
中央 ☎072-950-5501 (月)休館	7日(土) 21日(土) 8日(日) 22日(日) 21日(土)	11:00～ 一般・書評に載った本／児童・はるのあしおと 14:00～ 特集1・あかちゃんと楽しむ絵本のリスト 15:00～ 特集2・生誕百年・かこさとしの本
陵南の森 ☎072-952-2750 (金)休館	1日(日) 8日(日) 28日(土) 21日(土) 15日(日) 小さい子向け 15日(日) 少し長いお話を聞ける子向け	11:00～ 一般・災害に備える 15:00～ 児童・『たくさんのふしぎ』特集 11:00～ 11:30～
東部 ☎072-950-2002 (金)休館	11日(水)	10:30～ 四季折々
古市 ☎072-958-0050 (月)火休館	—	一般・セカンドライフ／児童・こどものとも・かがくのとも
羽曳が丘 ☎072-958-8653 072-957-5553 (金)休館	14日(土) 28日(土)	11:00～ 友だちの本
丹比 ☎072-937-2355 (金)休館	28日(土)	10:30～ POPで紹介・司書のおすすめ本

春休みおはなし大会 ～グリムの昔話を楽しもう～

とき 3月28日(日)

- 13:30～「おおかみと七ひきの子やぎ」ほか (小さい子向き)
- 14:00～「七わのからず」ほか (小学校低・中学年向き)
- 14:40～「がちょう番の娘」ほか (小学校高学年～大人向き)

場所 中央図書館 多目的室 <語り手>おはなしの森の皆さん

『Doki ☆土器 発掘調査』

～羽曳野市文化財世界遺産・羽曳野市立中央図書館共同企画講演会 第3弾～

とき 5月10日(日) 14:00～16:00頃 (13:30開場)

場所 LICはびきの3階 視聴覚室

定員 50人程度 対象 小学生高学年以上

申込 4月10日(金)から(詳細は広報4月号またはウェブサイト参照)

リユース本ゆずります『PASS THE BOOK FES 2』

とき 4月5日(日) 場所 陵南の森総合センター 2階研修室1・2・3

子どもと	10:30～12:00	対象 未就学児と保護者
保護者の部	11:00～12:00	対象 小学生～高校生
みんなの部	13:00～14:30 (入場 14:20まで)	
残り福の部	14:30～15:00 (入場 14:50まで)	

- 3月1日(日)～4月5日(日)の期間、陵南の森図書館で資料を3点以上借りると交換券をお渡しします。交換券1枚で本などの資料を2点持ち帰りいただけます。

- 家庭に不要な子ども向けの本がある方、お近くの図書館までお持ちください。イベントなどで活用させていただきます。



<休館日> 3月25日(水) 市内図書館は全館休館

サラダボール

NHKの朝の連続テレビ小説、いわゆる「朝ドラ」は、長年にわたり日本中の視聴者に愛されてきました。

数ある中でも印象深いのが、昨年放送されました、日本初の女性弁護士として、法律を武器に理不尽な社会と闘った主人公の半生を描いた作品です。

主人公は、女性が法律を学ぶことすら珍しかった昭和初期に、女性として初めて司法の世界に足を踏み入れます。

そこでは、「女は家を守るもの」という当時の固定観念や社会の偏見と日々戦わなければなりません

でした。

彼女の経験を通して、制度としての男女差別がどれほど根深く、人の尊厳を奪っていたかが鮮明に浮かび上がります。

例えば、戦前の民法では、家長制が制度化されており、女性は「無能力者」とみなされ、結婚や離婚、財産権などの面で男性に従属する立場にありました。

このような法制度は、女性の権利を明らかに制限していました。

主人公はその矛盾に気づき、女性や子どもなど、声を上げづらい立場の人々の権利を守るために奔走します。

ここには「法とは誰のためにあるのか」「正義とは何か」という根本的な問いが込められています。

戦後の日本国憲法と新民法の施行によって、法の下での平等が明文化され、女性の権利も大きく前進しました。

しかし、本作は、法改正だけではなく、人々の意識が変わるわけではなく、社会の意識改革が必要不可欠であることを描いています。

主人公の葛藤と成長を通して、権利とは「与えられるもの」ではなく「勝ち取るもの」であるという姿勢が伝わってきました。

現代に生きる私たちも、目の前の不平等に対して声を上げる勇気を持ち続けなければならないのではないのでしょうか。

はびきのしじんけんけいはつすいしんきょうぎかい
羽曳野市人権啓発推進協議会